

## ○次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

〔平成 17 年 9 月 12 日〕  
規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、次世代育成支援対策推進法施行令（平成 15 年政令第 372 号。以下「令」という。）第 2 項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 19 条第 1 項の地方公共団体の機関、その長又はその職員（以下「特定事業主等」という。）について定めるものとする。

(特定事業主等)

第 2 条 令第 2 項の地方公共団体の機関、その長又は職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

連合長	連合長が任命する職員
消防長	消防長が任命する職員

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

第 2 条 この規則は、平成 27 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。